

門真市いじめ防止基本方針

平成31年4月

門真市

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1. いじめの定義.....	2
2. 基本理念及び基本的な考え方	3
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 家庭・地域・関係機関との連携	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1. 市及び市教育委員会が実施する施策	4
(1) 市基本方針の策定	
(2) 「門真市いじめ問題対策連絡協議会」の設置・運営	
(3) 「門真市立学校いじめ防止対策審議会」の設置	
(4) 市立学校への支援	
(5) 相談体制の充実及び周知	
2. 市立小中学校において実施する施策	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめの防止等のための組織の設置	
(3) いじめの未然防止の取組	
(4) いじめの早期発見の取組	
(5) いじめに対する措置及び支援・指導	
(6) いじめの解消	
3. 重大事態への対処	9
(1) 重大事態の定義	
(2) 重大事態の報告	
(3) 調査の主体と組織	
(4) 調査結果の報告及び提供	
(5) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
第3 方針、取組の検証及び見直し	10
第4 重大事態への対応チャート	11

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

門真市では、これまでもいじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に積極的に取り組んできた。また、各学校においては「門真市生徒指導あり方懇談会」が平成26年12月に取りまとめた「門真市開発的生徒指導」に基づいて、児童・生徒の自己指導能力を育成し、社会性を身に付けさせる取組を行ってきた。しかし、児童・生徒を取り巻く社会状況や生活環境が著しく変化する中、いじめの問題についても多様化しており、スマートフォンやSNSを使ったいじめなど新たな課題も発生してきている。

また、平成28年から3年間にわたり、門真の子どもたちにとってより良い教育のあり方の議論を深めた「門真市魅力ある教育づくり審議会」でも、最終答申において『市としての「いじめ防止基本方針」を学校現場の実態も鑑みながら定めるとともに、いじめが生じた際に客観的かつ迅速に検証を行えるよう組織体制を構築するなど、教育委員会として、いじめは絶対に許さないという強い意志を示し、実効性のある方針を打ち出していきたい。』との提言がなされている。

そこで、門真市では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日最終改定。以下「国基本方針」という）の内容を踏まえた上で、市・市教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関の役割を明確にするとともに、それらが連携していじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「門真市いじめ防止基本方針」（以下、「市基本方針」という）を策定するものである。

今後、本市では、この「市基本方針」に基づき、すべての門真市立学校や関係機関をはじめ、市民全体でいじめの克服に取り組み、すべての教育活動において、子どもたちの安心・安全を確保し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会、いじめや体罰のない学校づくりを一層進めていく。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法 第2条）

この場合、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2. 基本理念及び基本的な考え方

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(法 第3条)

以上の基本理念を踏まえ、次のような基本的な考え方に基づき、いじめ防止等のための対策を推進する。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも、起こりうることを踏まえると、いじめ問題を克服するためには、未然防止の観点が必要である。そのためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割や責任を自覚すること。また、全ての子どもに、お互いの違いを認め合い、他者の思いや願いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけさせ、いじめを許さない集団づくりを進めていくことが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりすること等を踏まえると、全ての大人が子どもの小さな変化に気付く力を高めるとともに、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、市教育委員会や学校においては、「いじめ問題」に対応する組織力の充実に努めていくとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが重要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校はいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を最優先に確保して詳細を確認するとともに、特定の教職員で抱え込まず組織的に情報の収集、記録やいじめ認知等の対応を行うことが重要である。また、いじめた児童・生徒に対して事情を確認し、組織的な対応を行うとともに、いじめは絶対に許されないということを毅然とした姿勢で示しながら、加害児童・生徒の人格の成長を旨とした粘り強い指導を行う必要がある。さらに、市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携を行うことが、被害児童・生徒の生命、心身又は財産を守る上でも、加害児童・生徒への指導を行う上でも重要である。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携

学校の内外を問わずいじめを未然に防ぐためには、学校だけでなく家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、社会全体が一体となって取り組むことが重要である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1. 市及び市教育委員会が実施する施策

(1) 市基本方針の策定

市及び市教育委員会は、法第12条に基づき、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処、関係機関との連携、重大事態への対処等について記述した「市基本方針」を定める。

(2) 「門真市いじめ問題対策連絡協議会」の設置・運営

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校代表、門真警察署、大阪府中央子ども家庭センター、大阪府枚方少年サポートセンター、門真地区少年補導協助手員、門真地区人権擁護委員、市人権女性政策課、市教育委員会その他の関係者により構成される「門真市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

「連絡協議会」は、主に以下の内容を担うものとする。

- 門真市立小学校及び中学校における児童及び生徒のいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ること。
- いじめの防止等に関して、意見交換及び連絡調整をすること。

(3) 「門真市立学校いじめ防止対策審議会」の設置

市立学校におけるいじめの防止等の対策の実効的实施と、いじめの重大事態が発生した際の調査等を行うため、市教育委員会の附属機関として、「門真市立学校いじめ防止対策審議会」（以下「審議会」という。）を設置する。

「審議会」は、市教育委員会と「連絡協議会」との円滑な連携の下に設置され、専門的な知識及び経験を有する学識経験者、弁護士、心理・福祉の専門家等であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で構成し、その公平性・中立性を確保する。

(4) 市立学校への支援

○学校におけるいじめ防止基本方針の検証・改善やいじめ防止取組の推進等に関して、指導・助言するとともに、必要な情報提供を行う。

○いじめ事象が発生した際には、市教育委員会として適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて指導主事の派遣や、心理・福祉の専門家等の派遣を行い、学校のいじめへの対応を支援する。

○学校において、いじめの防止等の対策が適切に行われるよう、いじめの防止、子ども理解、人権教育の推進等を内容とした研修を行い、教職員の資質能力の向上を支援する。

○スマートフォンやSNSを使つたいじめ事象や犯罪被害等の未然防止や早期解決のため、大阪府教育庁、市町村教育委員会、大阪府警察本部及び関係機関等で構成される「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」との連携を促進するとともに、情報モラル教育に関する専門家の招聘等についての情報を適切に周知するなどして、学校におけるインターネットを通じたいじめへの対応を支援する。

(5) 相談体制の充実及び周知

○いじめが児童・生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行う。

○いじめ事象に関する実態調査を行い、いじめ問題に対する取組の充実を図るために「いじめに関するアンケート調査」を定期的実施する。

2. 市立小中学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

市立小中学校は、法第13条に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定める。

「学校基本方針」には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織、重大事態への対処などについて記述する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

市立小中学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という。）を設置する。

「学校いじめ対策組織」は、当該学校の複数の教職員により構成し、必要に応じて心理や福祉の専門家、警察関係者等、その他の関係者を加え組織の充実を図る。

「学校いじめ対策組織」は、以下の役割を担うものとする。

【未然防止】

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童・生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

(3) いじめの未然防止の取組

- 「門真市開発的生徒指導」を推進し、全ての児童・生徒の自己指導能力を高め、社会性を身に付けさせることを通して、いじめを行わない、許さない子どもの育成を図る。
- 道徳教育や人権教育を推進し、全ての児童・生徒が「ちがい」を認め合い、お互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団作りを図る。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

(4) いじめの早期発見の取組

- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを積極的に認知する。
- 「いじめに関するアンケート調査」に加え、個別面談、個人ノート等を活用し、学校の実情に応じたいじめの実態把握を行う。
- いじめの相談窓口の周知等を行い、児童・生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。
- インターネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動を行うとともに、必要に応じて、市教育委員会との連携により対応する。また、情報モラルを身につけさせるための教育の充実を図る。

(5) いじめに対する措置及び支援・指導

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」を中心に組織的にいじめの事実の確認や、いじめの認知を行う。
- いじめ事象の内容によっては、速やかに市教育委員会に報告するとともに、関係機関・専門家等との連携を図る。
- いじめを受けた児童・生徒の安全を最優先に確保するとともに、状況や心情を聴き取り、必要に応じて専門家等とも連携し、心身の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導し、自らの行為の責任を自覚させる。また、当該児童・生徒が抱える問題など、

いじめを行った背景にも目を向け、当該児童・生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

○いじめを見ていた児童・生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。はやしたてるなど同調していた「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童・生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させる。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法 第 28 条第 1 項)

一については、例えば、児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

また、二における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生したときは速やかに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(3) 調査の主体と組織

市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかを判断する

①学校が主体となって行う場合

「学校いじめ対策組織」が調査を行う。市教育委員会は必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

②市教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が調査を行う。

その際には、市教育委員会内に設置する附属機関「審議会」が調査を行う。

(4) 調査結果の報告及び提供

- 調査結果の内容については、市教育委員会から市長に報告を行う。学校が調査の主体となった場合も、市教育委員会を通じて市長に報告を行う。
- 学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒及び保護者に対して、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を、他の児童・生徒のプライバシーの保護に十分配慮する等適切な方法により提供する。

(5) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、市教育委員会等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

②再調査を行う機関の設置

再調査を実施する際には、市長の附属機関として「門真市いじめ問題再調査委員会」（以下、「再調査委員会」という。）を設置する。「再調査委員会」は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、当該調査の公平性・中立性を図る。

③再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処等のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長は、その結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

第3 方針、取組の検証及び見直し

1. 市教育委員会は、「市基本方針」並びに「市基本方針」に定めるいじめ防止等の取組みが適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。
2. 学校は、いじめの防止等に向けた取組について、学校の実情に即し十分に機能しているかを検証し、必要に応じて「学校基本方針」の見直しを図るものとする。

第4 重大事態への対応チャート

